

## 岡山市こどもの居場所等運営補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域においてこどもが安心して過ごすことができる居場所の安定的な運営及び内容の充実を図るため、こどもの居場所づくりを行う団体に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。ただし、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) こども

市内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) こども食堂

こどもが一人でも安心して参加でき、無料又は安価でおいしい食事を地域の大人やこどもと団らんしながら共有する取組をいう。

(3) 学習支援

落ち着いた学習の場を整え、こどもの学習をサポートし、学習習慣を身に着けたり学ぶ意欲を支援する取組をいう。

(4) プレーパーク

公園等で、こどもが工夫して自然の素材を使った遊びや季節を感じる遊びなどができる取組をいう。

(5) フリースペース

こどもが安心して自由に好きなことをして過ごせる場所を開放する取組をいう。

(6) ユースセンター

こどもや若者が集い、さまざまな活動を通じて学びや交流を深めるための場を開放する取組をいう。

(7) その他市長が必要と認めた取組み

第2号から第6号までに定める以外の取組であって、その取組がこの要綱の趣旨に合致しているもので市長が必要と認めたものをいう。

(8) こどもの居場所等

第2号から第7号までの取組をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 岡山市内に本拠があり、市内で事業を実施する団体であること

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または暴力団と密接な関係のある団体の構成員を含まない団体であること

- (3) 活動内容が公序良俗に反しない団体であること
- (4) 政治、宗教又は営利活動を行う団体でないこと
- (5) 特定の技能向上を目指す教室事業や競技を目的とする団体でないこと

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、第2条第2号から第7号に掲げる取組のいずれか若しくは複数を実施する事業とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 岡山市内で実施されること
- (2) 地域に住む子どもや若者を広く対象とするこどもの居場所等であること
- (3) 1年度の開催回数が12回以上、又は6回以上11回以下の回数でこどもの居場所等を開催し、継続的な活動が見込まれること
- (4) 開催時においては、常駐できる責任者及び活動の補助ができるスタッフを各1名以上配置すること
- (5) こどもの様子を見守り、必要に応じて各種支援機関（こども家庭センター、学校、こども総合相談所などの行政機関のほか、特定非営利活動法人や地域団体など、こどもの健全育成や子育てを支援する機関）と連携を図ること
- (6) こどもの参加費は原則無料とする。ただし、原材料費等の実費を超えない範囲（食材にあつては第6条第1項に定める食材費の補助単価を下回る額）で参加費を徴収することができる。
- (7) 食事の提供にあつては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底すること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
- (4) 本市の委託又は補助事業
- (5) 国、他の地方公共団体の委託又は補助事業（岡山県が行う同種の助成を除く）
- (6) その他第1条の趣旨に合致しない事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、当該申請日の属する年度内に実施する補助対象事業に要する経費とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、岡山市社会福祉協議会から子どもの居場所等支援活動立ち上げ助成事業を受けた場合は、補助対象としない。また、第6条に定める基本活動費については当該事業の助成を受けた年度の翌々年度まで補助対象としない。

3 補助の対象外となる経費は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、次の表の左欄に掲げる補助対象経費に同表中欄の補助率を乗じて得た額で、同表右欄の限度額を上限とする額を、合計して得た額とする。

| 補助対象経費 | 補助率  | 限度額  |
|--------|------|--|
| 基本活動費  | 1    | 次の各号の掲げる区分に応じ、当該各号に定める額<br>(1) 1年度の開催回数が12回以上の場合 5万円<br>(2) 1年度の開催回数が6回以上11回以下の場合<br>2万5千円   |
| 食材費    | 2分の1 | 次の各号の掲げる区分に応じ、当該各号に定める額<br>(1) 第2条第2号(第2条第3号から第7号までの取組を組み合わせる場合を含む)の場合<br>補助単価168.5円に参加したこどもの人数を乗じて得た額 上限20万円<br>(2) 第2条第3号から第6号の場合<br>補助単価95.5円に参加したこどもの人数を乗じて得た額 上限20万円<br>(3) 第2条第7号の場合<br>取組内容の実態に応じて、市長が(1)(2)のいずれを適用するかを決定する。<br>なお、第2条に掲げる取組を複数実施する場合、こどもの人数については、それぞれの取組の参加人数の合計とする。 |

- 2 第1項によって得られた合計額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 この補助金と岡山市社会福祉協議会「地域をつなぐ活動」支援助成金を加算した額が当該年度に支出した補助対象経費を超える場合は、超える部分を控除し支払うものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体構成員名簿(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したとき(中止又は廃止した場合を含む。)は、市長が指定する日までに、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月24日から施行し、令和8年4月1日に遡及して適用する。

別表1 (第5条関係 補助対象経費)

|       |                    |  |
|-------|--------------------|--|
| 基本活動費 | 備品購入費・需用費          | (1) 調理器具 (調理に要する鍋やフライパン等の器具) や食器等<br>(2) 什器類 (机、椅子、棚、カーペット等)<br>(3) 家電類 電子レンジやポット、冷蔵庫等の事業に必要な家電類<br>※テレビ、録画機器等は活動に必要不可欠な場合を除き、原則として対象外とする。<br>(4) 事業に必要な遊具類 トランプ等のカードゲーム類、将棋等のボードゲーム類、スポーツ用品等、簡易なもの<br>(5) チラシ等作成費 広告宣伝のためのチラシ等を印刷する費用や、チラシ作成に係るパソコンやプリンター等<br>(6) 書籍費 事業に必要と認められる書籍 (学習支援に使用する参考書など)<br>(7) その他 事業の実施に必要な事務用品費等 |
|       | 通信運搬費              | 郵送料、配送・運送料 等 ※1  |
|       | 交通費                | 活動者 (構成員) の交通費 等   |
|       | 保険料                | ボランティア活動保険 等   |
|       | 使用料                | 取組で使用する会場や器材等の使用料に係る費用 ※2  |
|       | 広報費                | 事業PRや募集に係るチラシ印刷、ウェブサイトの作成費用 等  |
|       | その他経費              | その他市長が認める経費<br>疑義が生じた場合には、契約・購入・支出前に市に事前相談すること   |
| 食材費   | 食糧・食材等の仕入れ、購入に係る費用 |  |

備考

いずれの項目についても、本事業の実施に必要なものに限る。

領収書等により支払いが明確でない経費は、補助対象経費としない。

※1 本事業の実施に係る分を明示できる場合に限る。

※2 団体や団体関係者が所有する物件等における会場使用料の支出は不可とする。

別表2 (第5条関係 補助対象外経費)

|   |
|---|
| (1) 専ら団体構成員の親睦を目的とした飲食費や娯楽費、他団体への寄付・交際費など、この補助金を受けて実施する取組に直接関係しない経費 |
| (2) インターネット回線使用料、プロバイダー料、電話・ファクス代、自家用車のガソリン代                        |
| (3) 団体等の維持・運営に要する事務所の管理経費など、団体の経常経費や、日常的な活動に必要な経費                   |
| (4) 団体構成員への謝金、人件費   |
| (5) 使途が明確でない雑費、事務費、予備費  |
| (6) その他、補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費                                  |